

令和5年3月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和5年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月28日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和4年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕
- 日程第 5 議案第 1号 中川村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 中川村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 中川村おとし住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9号 中川村高齢者憩いの家等の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 15 議案第 11号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第 12号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 議案第 13号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 18 議案第 14号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 19 議案第 15号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 20 議案第 16号 令和5年度中川村一般会計予算
- 日程第 21 議案第 17号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 18号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 19号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 20号 令和5年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 21号 令和5年度中川村下水道事業会計予算

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 松 村 利 宏
- 3番 中 塚 礼次郎
- 4番 長 尾 和 則
- 5番 桂 川 雅 信
- 6番 山 崎 啓 造
- 7番 島 崎 敏 一
- 8番 大 島 歩
- 9番 大 原 孝 芳
- 10番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- |        |         |               |         |
|--------|---------|---------------|---------|
| 村長     | 宮 下 健 彦 | 副村長           | 富 永 和 夫 |
| 教育長    | 片 桐 俊 男 | 総務課長<br>会計管理者 | 松 村 恵 介 |
| 地域政策課長 | 眞 島 俊   | 住民税務課長        | 小 林 郁 子 |
| 保健福祉課長 | 水 野 恭 子 | 産業振興課長        | 宮 崎 朋 実 |
| 建設環境課長 | 松 澤 広 志 | リニア対策室長       | 小 林 好 彦 |
| 教育次長   | 上 山 公 丘 | 代表監査委員        | 岡 田 俊 彦 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃 澤 清 隆
- 書 記 座光寺 てるこ

# 令和5年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和5年2月28日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年3月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

令和5年中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり御多用のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。

今年の冬は偏西風の蛇行が極端で、朝鮮半島上空からシベリアの寒気を呼び込む2つの流れが日本海上空で合わさり日本海側の地域で大雪を降らせるなど、一段と寒い冬でありましたが、立春を過ぎて次第に暖かくなり、春に近くなっていることを感じさせるこの頃であります。

2月10日には南岸低気圧の通過で南信地方は大雪となり、J R飯田線の運休、中央自動車道岡谷インターから南の閉鎖、国道153号の全面閉鎖などで交通網が麻痺しました。

村内でも国道153号坂戸の上り坂、南のむじな坂で大型トレーラーがスリップし停車するなど、大渋滞を引き起こしたところでもあります。国道153号の代替道路としての竜東線の早期の改良開通が待たれる思いであります。

湿った重い雪は、農業生産施設、わけても耐荷重の小さいパイプハウスを押し潰し、村内でも雨よけハウスなどに影響が出ております。定植・収穫時期の早いアスパラガス栽培ハウスの早急な復旧を考えております。

新型コロナウイルスの感染は、年末から第8波の山を迎え、保育園、高齢者入所福祉施設などで感染が拡大し、基礎疾患のある高齢者等が多く亡くなるなど猛威を振るっておりましたが、マスク着用、手指消毒の徹底、換気などの個人個人の予防対策の徹底に加えまして、社会活動における人と人の一定の距離の確保などの取組並びに5回にわたる集団ワクチン接種の結果、集団免疫が一定程度確保されたことなどで新規発症者はここに来て激減してきております。

長野県においても1日当たり300人から200人台に減少しておりまして、感染警戒レベル3、上伊那につきましては小康期に引下げになっておるところであります。

新規感染者が減少し続けていることを踏まえ、政府は感染対策の必須としておりました食事中以外のマスク着用の推奨を削除し、3月13日以降の速やかな適用を都道

府県に依頼しております。

あわせて、イベント開催等における必要な感染防止策からマスクの着用を削除し、ただしイベント主催者等が感染対策上必要との判断をした場合には出演者または参加者等にマスク着用を求めることができるとの依頼も同時に行っております。

新型コロナウイルス感染が始まって3年を経過し、ようやく中川村小中学校の卒業式が地域の関係者の臨席の下、村民全体で門出をお祝いすることができるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症は5月8日から感染症法第2類から5類に位置づけが変わります。

ただし、東京都では新たな変異したウイルスが増殖中との報道もあり、集団免疫が失われていく時期に再び感染の山が来ることを警戒し、ワクチン接種の備えを行うよう村にも通知が来ておりまして、令和5年度においても速やかなワクチン接種の体制の継続を医療機関にも要請しておるところであります。

令和5年2月21日発表の内閣府月例経済報告によりますと、「総論」として「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とし、景気の先行きについては、

ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される、ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている、また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。としております。

発表の文面からは、コロナウイルス第8波の始まり、昨年12月からの毎月の月例報告と変わりがなく、景気回復の動きは鈍いものと想像できます。

2月3日にJA上伊那の西村組合長をはじめ営農・金融担当の役員の皆さんと懇談会を行い、昨年の農作物の作柄について報告をしていただき、意見交換を行いました。

水稻につきましては、いもち病が少なく100%超となったものの、作柄がやや悪く、果実は自然災害がなく豊作型で終了、栽培キノコは菌株と栄養剤の不適合で出荷量減産が大きく、花卉、アルストロメリアは10月下旬の低温と11月1月の冷え込みが影響し出荷量が少なく売上げに影響しているといったものであります。

村の果樹生産のできがよかった一方で、農作物全てのできがよいわけではなく、そういう実態を知ることができました。

また、JAとして高騰する肥料、飼料及び資材価格購入費5%支援対策、総額で1億3,000万円の支援を実施している旨の説明を受けてきたところです。

昨年2月24日にロシアは隣国ウクライナに侵略を始めてから1年が過ぎて、ロシアの指導者は、停戦を探るどころか、東部4州の親ロシアの人々をナチズムから守るためウクライナが降伏するまで戦いをやめないと侵略戦争を正当化しております。

昨年12月16日、政府は、中国の覇権主義的な行動が強まっている事態やミサイル発射を繰り返す北朝鮮の軍事力示威などの強まりを背景に、専守防衛から、敵基地攻

撃能力保有を明示した安全保障 3 文書を閣議決定いたしました。

ウクライナで行われている戦争に目を向ければ、市民の住宅、病院はじめ、稼働中の原発を占拠し、いまだに付近で爆発、ミサイルが撃ち込まれるなど、無差別なせん滅戦争となっており、相手の軍事基地、施設に限りこれをたたくなどはあり得ないことが分かります。東アジアの緊張をさらに高めるものと私は考えるところであります。

さて、本議会で御審議をいただきますのは、専決いたしました一般会計補正予算（第 7 号）について報告した後、条例案件 8 件、指定管理者の指定に係る一般案件 1 件、令和 4 年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案が 6 件、令和 5 年度の一般会計予算案をはじめとする特別会計及び事業会計が 6 件の合わせて 21 件の議案を提案いたします。

令和 4 年度一般会計及び特別会計の補正予算の議案につきましては、燃油価格が高いまま推移をしております状態に加え電気料金の急激な値上げを受けて農業資材価格等高騰対策支援交付金及び商工業者等原油価格高騰支援事業交付金の拡充を行い、最高額を 150 万円に引上げ、農業資材価格等高騰対策支援交付金は 200 万円を追加補正いたします。

また、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、同じく光熱費の高騰により経営に大きく影響を受けております上下水道事業会計に対して合わせて 630 万円、高齢者憩いの家運営支援として 600 万円を計上し支援を行うとともに、中川観光開発株式会社につきましては、全国旅行支援、長野県観光クーポン等の支援もあり 10・11 月と経常利益はプラス——黒字でありましたが、12 月 1 月と第 8 波の影響による宿泊のお客様が急減したことによる収入減に加え、2 倍近い電気料金等で経費がかさみ再び損失月が続いていることを踏まえまして 1,200 万円の営業支援を追加いたします。

そのほか、地方交付税及び各種交付金、補助金額等の確定に伴う歳入の追加、事業費等の確定により不用額を整理するなどの補正予算の内容となっているものでございます。

令和 5 年度一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算につきましては、令和 5 年度に注力する点を中心に令和 5 年度施政方針で改めて御説明させていただきます。

今議案に提案します案件は 21 件と多くありますけれども、慎重なる審議の上、御承認賜りますよう重ねてお願いし、議会開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 127 条の規定により 7 番 島崎敏一議員及び 8 番 大島歩議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 (片桐 邦俊) それでは過日行いました議会運営委員会について報告いたします。皆さんのお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日

2 月 28 日から 3 月 22 日までの 23 日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第 1 号の承認案件、議案第 1 号から議案第 8 号までの条例案件、議案第 9 号の一般議案、議案第 10 号から議案第 15 号までの令和 4 年度各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて議案第 16 号から第 21 号までの令和 5 年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までをお願いします、質疑の後、予算特別委員会を設置し特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、令和 5 年度各会計予算の村の方針に関する質疑については本日の質疑の中でお願いします。

3 月 1 日及び 2 日は議案調査とします。

3 日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いします。

6 日及び 7 日は議案調査とします。

8 日及び 9 日は、午前 9 時からの本会議をお願いします、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りについては、1 日の通告締切りを待って決定し、お知らせします。

全員協議会については、9 日の一般質問終了後及び 22 日の本会議終了後に行っていただく予定です。

10 日 13 日及び 14 日は予算特別委員会の日程としますので、その中で令和 5 年度各会計予算の審査をお願いします。

15 日 16 日 17 日及び 20 日は議案調査とします。

最終日の 22 日は、午後 2 時から本会議をお願いします、令和 5 年度各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、議会の個人情報の保護に関する条例の制定に対する発議、また陳情に対する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から 3 月 22 日までの 23 日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 22 日までの 23 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る 12 月定例会において可決された安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第 92 条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和 4 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 承認第 1 号 令和 4 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）について御説明をいたします。

本補正予算は、さきの全員協議会で御説明をいたしました出産・子育て応援給付金に係る予算の追加で、1 月 20 日付で専決処分を行ったものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

初めに、第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に 300 万円を追加し、総額を 43 億 8,700 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書の歳入について御説明をいたします。

5 ページの 16 款 国庫支出金、衛生費国庫補助金は、出産・子育て応援給付金に係る国の交付金 233 万 3,000 円を新たに計上するもので、補助率は国が 3 分の 2、県が 6 分の 1、市町村負担分は 6 分の 1 であります。

6 ページ、17 款 県支出金、衛生費県補助金は県からの交付金であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

8 ページ、4 款 衛生費、母子保健事業の扶助費は村が令和 4 年度に給付する出産・子育て給付金で、今年度に出産された方及び出産予定者、合わせて 31 人に 1 人当たり 10 万円、妊娠期にある方 8 人に 1 人当たり 5 万円を見込んで 350 万円を計上するものであります。

9 ページ、14 款 予備費を 50 万円減額し予算の調整を行います。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 1 号 中川村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第 1 号について提案説明をいたします。

提案理由につきましては、改正された個人情報の保護に関する法律を中川村が施行するため本案を提出するものです。

次ページを御覧いただきたいと思えます。

第 1 条では条例の趣旨を定めております。

第 2 条では条例の対象となる村の機関として村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員と定めます。

第 3 条では、開示請求に係る手数料等として、手数料は無料、開示文書の複製等開示に要する実費につきましても負担を求める旨を定めます。

附則としまして、第 1 条 条例の施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からです。

第 2 条、中川村個人情報保護条例は廃止をいたします。

第 3 条では、中川村個人情報保護条例の経過措置として個人情報保護条例が廃止されても旧条例でいう実施機関の職員及び受託業務に従事している者には従来どおり秘密保持の義務を負う旨、またこれらに違反した場合の罰則などを定めます。

第 4 条では、中川村の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例の一部を改正いたします。

別紙のほうに新旧対照表がございますので、そちらを見ていただきますと第 9 条のところが変わっておりますが、第 9 条の見出しを個人情報の安全管理及び秘密保持義務に改めます。

また、本文中を個人情報保護法に改め、安全管理措置を確実に実施する旨を追加いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
 日程第6 議案第2号 中川村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○総務課長 議案第2号について提案説明をいたします。  
 提案理由につきましては、中川村情報公開審査会を廃止し、中川村情報公開・個人情報保護審査会を設置するため本案を提案するものであります。  
 次ページを御覧いただきたいと思っております。  
 この条例につきましては章立てとなっております。  
 第1章では総則として条例の趣旨を定めます。  
 第2章は設置及び組織で、第2条では審査会の事務として中川村情報公開条例の規定による調査、審議及び個人情報の保護に関する法律の規定による調査、審議をすることを定めます。  
 第3条、第4条、第5条では、審議会の委員数、委員の委嘱及び解嘱、会長の職務等を定めます。  
 第3章につきましては、審査請求等についての調査、審議の手續として、第6条では諮問庁、情報、保有個人情報の定義を定めます。  
 第7条、第8条、第9条では、審査会の調査権限や調査、審議の手續等について定めます。  
 第4章 雑則では、第10条では審査会は非公開、第11条は委任、第12条では規定に違反して秘密を漏らした者の罰則等を定めます。  
 附則では、第1条 条例は令和5年4月1日から施行いたします。  
 第2条では、中川村情報公開条例の一部を改正します。  
 別表の新旧対照表のほうを見ていただければと思います。  
 第12条では「中川村情報公開審査会」を「中川村情報公開・個人情報保護審査会」へ改めます。  
 第13条の情報公開審査会につきましては削除をいたします。  
 また議案のほうに戻っていただきまして、附則の3条になります。  
 附則の3条では旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置を定めます。  
 附則第4条では、中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正としまして、別表の裏面にあります表でございますけれども、別表の

「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改めます。  
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。  
 ○議長 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
 日程第7 議案第3号 中川村お試し住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○地域政策課長 それでは議案第3号の提案説明をいたします。  
 中川村お試し住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。  
 提案理由は、旧駒ヶ根警察署片桐警察官駐在所を中川村お試し住宅として活用するため本案を提出するものであります。  
 中川村お試し住宅条例(平成30年条例第4号)の一部を次のように改正するという  
 ことで、第3条の表に次のように加える、中央お試し住宅、中川村片桐3862番地1。  
 附則として、この条例は令和5年4月1日から施行する。  
 例規集は1巻の499—53ページであります。  
 村のお試し住宅は、現在、小平、中組の2か所ですが、片桐の旧駐在所を本年4月  
 から3か所目のお試し住宅として活用するため条例の一部改正を行うものであります。  
 以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。  
 ○議長 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第8 議案第4号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第4号について提案説明をいたします。  
例規集につきましては第1巻の721ページになります。  
提案理由につきましては、特別職の職員の給与について特例を定めるため本案を提出するものです。  
附則に「常勤の職員の支給する給料は、令和5年4月から令和6年3月までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、村長にあっては100分の5に相当する額を減じて得た額とする。」の1項を加えます。  
試行の期日につきましては令和5年4月1日からです。  
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
日程第9 議案第5号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは第5号議案について説明させていただきます。  
例規集は2巻の781ページからです。  
本案は、被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金について定めた健康保険法

施行令が改正されたことに準じて国民健康保険の出産育児一時金についても増額の改正をするものです。  
改正箇所は第8条です。  
出産育児一時金は出産に係る経済的負担を軽減するために支給しています。  
今回の制度改正は、近年、出産費用が増額傾向にある中、全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、引き上げられるものです。  
具体的には、出産育児一時金を40万4,000円から48万8,000円に増額し、加算額を産科医療保障制度の掛金と同額の1万2,000円とし、合計の支給額を50万円とするものです。  
条例の改正においては出産育児金の額の改定のみとし、加算の限度額である3万円の規定はそのままとしながら、加算額は1万2,000円を基準として運用するよう厚生労働省通知で要請されておりますので、当村の条例改正と運用もこれに従って行うことといたします。  
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第10 議案第6号 中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第6号について御説明させていただきます。  
例規集につきましては第2巻の1171ページとなります。  
本案は、中川村地場センターの使用料の料金体系について分かりやすい内容に整備するため、中川村地場センター条例別表を改正するものです。  
現条例では使用料の取扱いについて使用側及び管理側のどちらも分かりにくい状況となっていることから、明確な料金体系の見直し及び適正な使用料を徴収する体系とするように改めるものであります。

今回の改正により地場センター利用者の利便性の向上と使用頻度の向上を図るものであります。

条例の改正箇所は、別表の改正案のとおり、営利目的のもの別、また村内者と村外者で区別して使用料を徴収するよう、内容を整理したものに改めていきます。

施行は令和5年4月1日からいたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 議案第7号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由ですが、国土交通省から公営住宅管理標準条例案が改正され、その準則に沿い改正を行うため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページは第2巻の1301ページからとなります。

改正の内容については新旧対照表での説明とさせていただきます。

第5条公募の例外第5号は、公営住宅管理標準条例案の準則に沿い追加記載を行うものであります。

第9条入居者の選考第4項は、記載のとおり変更いたします。

第12条同居の承認及び第13条入居の承継は、参照条例の条下げに合わせるものであります。

第14条家賃の決定は、第4項に家賃の決定方法を加えるものとなります。

第15条収入の申告等は、第2項の参照箇所の条を繰下げ及び第3項に記載の内容を追加するものであります。

第19条敷金は、第3項、第4項を繰下げ、第3項に敷金の充当について加えるもの

であります。

第21条修繕費用の負担第1項は、個別の記載を除いたものに改めます。

第22条入居者の費用負担義務第4項は、前条の改正に合わせるものになります。

第31条第1項、第33条第1項、第36条第1項、第39条、第40条は、第14条第4項追加に伴い改めるものです。

第42条住宅の明渡し請求第3項は、利息について改めるものです。

第53条家賃第1項及び第54条準用は、第14条第4項の追加に伴い改めるものです。

第64条保証金第3項は、第19条第3項の追加に伴い改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行期日を令和5年4月1日から適用するものとします。

御審議のほどよろしく願いします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 議案第8号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由ですが、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正等に伴い本案を提出するものであります。

例規集の該当ページは第2巻の1351ページからとなります。

改正の内容については新旧対照表での説明とさせていただきます。

第2条第2号は用語の説明であります。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正による条ずれの修正となります。

第3条名称及び位置表中については、一部戸建て住宅について減棟に伴う修正であります。

第4条入居者の資格第1号表については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する

法律施行規則の改正に準じたものとなります。

第 8 条入居の手続第 1 項、第 10 条敷金第 3 項は、読み仮名等の修正等となります。

第 11 条収入の報告等を削り、それに伴い、以降、第 12 条、第 13 条、第 14 条を繰り上げます。

第 15 条住宅の明渡し請求第 1 号は記載のとおり改め、第 14 条に繰り上げます。

また、別表第 9 条関係ですが、住宅譲渡により減棟するものです。

なお、附則でこの条例の施行規則を令和 5 年 4 月 1 日から適用するものとします。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 9 号 中川村高齢者憩いの家等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第 9 号 中川村高齢者憩いの家等の指定管理者の指定について提案説明をいたします。

中川村高齢者憩いの家等の指定管理者を次のように指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、指定期間の終わる 2 施設について改めて 1 年間の指定管理を行う旨の提案であります。

別紙の施設名称は、1 つ、中川村高齢者憩いの家、指定管理者の名称は中川観光開発株式会社、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までであります。

2 として、施設の名称は陣馬形山キャンプ場、指定管理者の名称は中川観光開発株式会社、指定期間については令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 14 議案第 10 号 令和 4 年度中川村一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 15 議案第 11 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 12 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 13 号 令和 4 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 14 号 令和 4 年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 19 議案第 15 号 令和 4 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 4 号）

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 14 議案第 10 号から日程第 19 議案第 15 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第 10 号 令和 4 年度中川村一般会計補正予算（第 8 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、冒頭、村長の挨拶で申し上げた内容のものでございます。

議案書を御覧ください。

初めに、第 1 条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 200 万円を追加し、総額を 44 億 8,900 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第 1 表によるもの。

第 2 条 繰越明許費は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるもので、第 2 表によるもの。

第 3 条 地方債の変更は第 3 表によるものであります。

5 ページから第 2 表 繰越明許費を御覧ください。

表の記載の事業につきましてそれぞれの事情により年度内での事業完了が困難な見通しとなり、予算の一部を翌年度に繰り越して執行するものであります。

7 ページ、第3表 地方債補正は、表に記載の事業について実績見込みにより起債の限度額を変更するもので、臨時財政対策債は歳入の増により一般財源に余裕ができたことから限度額を170万円に減額するものであります。

次に事項別明細書であります。事前に資料をお配りしてございますので、主なものについて御説明をいたします。

初めに歳入であります。10 ページの2款 地方譲与税から18 ページの12款 地方交付税は、各種譲与税、交付金等の今年度の交付額の決定または収入見込みによる補正であります。

18 ページの地方交付税につきましては、国の補正予算による追加交付により普通交付税が4,851万1,000円の増額、特別交付税は最終交付額がまだ確定していませんが、収入実績と見込により3,550万円を追加し、合わせて7,826万1,000円を増額いたします。

19 ページからの16款 国庫支出金も各補助金の交付額決定による補正ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は交付限度額の増額により324万9,000円を追加し、各事業の実績見込みに合わせて今回の補正で各事業への充当額を調整するものであります。

21 ページからの県支出金も交付額の決定による補正ですが、委託金、選挙費委託金88万2,000円は、4月に予定をされております長野県議会議員一般選挙の令和4年度の事務経費に係る委託金を新たに追加するものであります。

22 ページ、18款 財産収入、財産売払い収入、立木売払い収入637万3,000円は、水源林造成事業で伐採した立木の売払い収入であります。

23 ページの19款 寄附金。

総務費寄附金30万円は中川村に縁のある個人の方から御寄附をいただいたもの。

11 のふるさと応援寄附金は今年度の収入見込みにより700万円を追加するものであります。

24 ページ、22款 諸収入は、収入実績見込みによる補正であります。

25 ページ、23款 村債は、先ほど御説明をいたしました第2表 地方債の補正で御説明した内容のもので、全体で2,210万円の減額であります。

続いて歳出であります。26 ページ、総務費。

総務管理費は全体で4,335万円の減額で、文書広報費は電子化推進事業の委託料の契約実績による減額268万1,000円。

27 ページの企画費、企画総務費は上伊那広域連合負担金の精算による減額。

ふるさと応援寄附金関連事業は、ふるさと応援寄附金の増に伴い返礼品経費210万円を追加。

むらづくり事業は、中央地区の旧片桐駐在所を活用したお試し住宅改修工事費及び備品の購入費、地域づくり支援事業補助金の増額等により135万円を追加。

地方創生推進事業は、中川どんちゃん祭りの代替イベントとして実施いたしました。おうちでどんちゃんの家経費の精算による負担金の減額であります。

28 ページ、交通対策費、バス等運行事業は、昨年10月からの新たなデマンド型乗合タクシー実証運行に伴うバス等運転業務の人件費及び委託料の減額と、燃料費の高騰に伴う需要費の増額であります。

10 の諸費、自治振興費は、今年の新年総代会で要望があり、地区回覧板を更新し各地区に配布するため28万6,000円を計上いたします。

特定目的基金費2,900万円の減額は、ふるさと応援寄附金の地域づくり基金への積立てについて、当初予算では返礼品等の経費を控除せずに全額を積み立てる予算としておりましたが、当該年度において寄附金の一部を必要経費分に充てるのが可能であることから、その分、積立額を減額するものであります。

29 ページから30 ページの選挙費88万2,000円は、歳入で申しあげました長野県議会議員一般選挙に係る準備経費を計上するものであります。

続いて31 ページ、3款の民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費は、福祉医療給付費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務経費の増により85万1,000円の増額。

老人福祉費は、高齢者憩いの家の燃油価格等高騰支援交付金600万円の追加等により全体で387万1,000円の増額。

32 ページ、児童福祉費、児童福祉総務費は、児童手当の給付実施による減等により884万4,000円の減額であります。

34 ページ、4款 衛生費であります。保健衛生費、保健衛生総務費は、母子保健事業予算の追加、燃料・物価等高騰対策に係る水道事業会計補助金500万円の追加等により265万1,000円の増額。

35 ページ、環境衛生費は、伊南行政組合・上伊那広域連合ごみ処理負担金等の減により309万6,000円の減額であります。

36 ページの6款 農林水産業費であります。農業費、農業委員会費は、農地利用最適化交付金の増に伴う関連予算の追加であります。

農業振興費の農業振興事業費の200万円は、村長が挨拶で申しあげました農業資材価格等高騰対策支援交付金限度額の増に伴う交付金の追加であります。

37 ページ、農地費、多面的機能支払い交付金事業は、今年度の資源向上支払い交付金の交付決定による減額に伴い709万6,000円を減額するものであります。

農業集落排水事業費は、水道事業と同様に燃料・物価等高騰対策に係る補助金50万円の追加であります。

林業費、林業振興費は、補助金、業務委託、工事の発注・契約実績等により616万6,000円の減額であります。

39 ページ、7款 商工費であります。商工費、商工振興費は、各種補助金の交付実績見込みにより264万5,000円の減。

観光費は、新型コロナウイルス感染拡大、光熱費・物価高騰等により影響を受けているふれ

あい観光施設望岳荘の事業継続支援として指定管理料 1,200 万円を計上し、合わせて 1,205 万 3,000 円の増額であります。

40 ページ、8 款 土木費の道路橋梁費、道路維持管理費は、先日の大雪を含めた今季の除雪経費、道路補修資材費等の追加等により 612 万 5,000 円の増額。

橋梁維持費は、牧ヶ原橋橋梁修繕工事の増工等により 301 万 3,000 円の増額。

41 ページの都市計画費、都市計画総務費は、下水道事業の燃料・物価等高騰対策に係る補助金 80 万円の追加。

住宅費は、村営公営住宅修繕費の追加であります。

42 ページ、9 款 消防費、非常備消防費は、コロナ禍で訓練等が制限されたことによる団員出動報酬の減等により 513 万円の減額であります。

43 ページ、10 款の教育費であります。教育総務費、事務局費は、北海道中川町中学生派遣事業補助金、児童生徒支援事業扶助費の給付実績等により 79 万円の減額。

小中学校管理時は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用して電子黒板を増設するため 330 万円を追加。

44 ページの小学校費、東小学校管理費は、令和 5 年 4 月から弱視特別支援学級を設置するための費用、光熱費の追加等により 142 万 3,000 円の増額。

西小学校管理費は、修繕料、工事請負費の追加がありますが、会計年度任用職員の人件費減等により 93 万 7,000 円の減額であります。

45 ページの教育振興費は、東小学校弱視特別支援学級用の用品購入費 15 万円の追加であります。

46 ページになりますが、社会教育費の文化施設管理費、中川文館センター管理事業は視聴覚室映像音響設備更新工事費の契約実績等により 255 万円の減額、アンフォルメル中川村美術館管理事業はアトリエ棟改修工事の増工により 60 万円の増額で、文化施設管理費全体では 210 万円の減であります。

48 ページ、11 款 災害復旧費の林道施設災害復旧費 1,000 万円は広域林道陣馬形線災害復旧工事費の追加であります。当該工事につきましても、増破に伴う増工分の予算を林業費に計上してありましたが、補助災害の対象となることが決定したことから予算科目を災害復旧費に組み替えて計上するものであります。

なお、林業費の減額につきましても、既に支出負担行為の処理がされており、システム上、予算の減額が同時にできないため、支出科目修正後に最終補正で減額調整を行います。

最後に、14 款 予備費を 1 億 3,181 万 4,000 円増額し予算の調整を行います。

なお、予備費が多額となっておりますが、今年度の最終決算見込みによる繰越剰余金等の状況を見まして最終の専決補正、あるいは令和 5 年度の補正予算において基金等への積立てを検討してまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず議案第 11 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

○保健福祉課長

をお願いします。

今回の補正では、予算総額の増減はなく、事業間での予算額の調整を行うものです。最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国保税ですが、予算額の調整のために 10 万 8,000 円を減額します。

6 ページの国庫補助金のうちオンライン等資格確認等システム整備事業補助金 10 万 8,000 円は交付額の決定額に合わせたものとなります。

続いて歳出ですが、7 ページを御覧ください。

歳出は、一般管理事業の上伊那広域連合へのシステム改修分の負担金が確定し 6,000 円の増額。

8 ページの葬祭費は、当初の見込みより件数が増え不足したため 6 万円を増額。

9 ページの介護納付金は、納付金額が確定し 70 万 1,000 円を増額します。

予備費で調整をしました。

続きまして議案第 12 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 600 万円を減額し、予算の総額を 6 億 8,500 万円とするものです。

主には本年度の実績見通し及び確定によるものです。

5 ページの国庫支出金は、本年度の確定が見込まれる額として国庫負担金を 1,503 万円、国庫補助金を 38 万 2,000 円、それぞれ増額します。

6 ページの支払基金交付金についても本年度の確定が見込まれる額として 1,581 万 6,000 円を減額します。

7 ページの県支出金についても本年度の確定が見込まれる額として 464 万円を減額します。

8 ページの雑入で調整しました。

続いて 9 ページからの歳出になります。

総務費のうち総務管理費は上伊那広域連合の介護保険システム改修分の負担金が確定し 1 万 3,000 円増額、介護認定審査会費の手数料は件数の増加により 5 万円を増額、委託料も 5,000 円を増額、負担金は上伊那広域連合の介護認定審査会分が確定し 8 万 4,000 円を減額します。

予備費で収支を調整しました。

続きまして議案第 13 号 令和 4 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、予算の総額を 6,000 万円とするものです。

主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

5 ページの歳入ですが、後期高齢者医療保険料は予算額の調整のために 177 万 6,000 円を増額します。

6 ページの繰入金金は保健基盤安定繰入金の確定により 77 万 6,000 円を減額します。

続いて7ページの歳出です。

総務費のうち総務管理費は上伊那広域連合の負担金が確定し 5,000 円を増額、8ページの広域連合納付金は保険料分負担金確定により 200 万円増額、保健基盤安定繰入金の実績見込みにより 77 万 6,000 円を減額します。

9ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第 14 号及び第 15 号について提案説明いたします。

まず議案第 14 号 令和 4 年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

今回の補正は、電気料金高騰対策として一般会計から補助金を受け入れるため収益的収入の補正をするものです。

第 2 条 収益的収入について、営業外収益に 500 万円を増額し、総額を 1 億 3,627 万 1,000 円とするものであります。

第 3 条は、今回の補正予算において受け入れる補助金について記載のとおり定めます。内容は 5 ページの予算実施計画明細書の記載のとおりとなります。

よろしくをお願いいたします。

続きまして議案第 15 号 令和 4 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

水道事業と同様に、電気料金高騰対策として一般会計から補助金の受入れ及び動力費の増額のため、収益的収入及び支出の補正をするものです。

第 2 条 収益的収入について、営業外収益に 130 万円を増額し、総額を 2 億 9,230 万円とし、支出については、営業費用に電気料として 192 万円の増額をし、予備費 62 万円の減額により、総額を 2 億 9,198 万 3,000 円とするものであります。

第 3 条は、今回の補正予算において受け入れる補助金について増額した額に定めます。

6 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

電気料金高騰対策として、他会計補助金として一般会計から補助金の受入れを行います。

次ページ、営業費用の管渠費及び処理場費に 192 万円の増額は、電気代の値上がりによるものです。

また、予備費から 62 万円を減額し、支出全体では 130 万円の増額とするものであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

○建設環境課長

○議 長

○議 長

○ 2 番

○議 長

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（松村 利宏） 賛成の立場で討論します。

ウクライナ戦争、円安による物価上昇、エネルギー問題が刺激し電気料、原油高騰が住民の生活を圧迫しているため、その対策を重視して補正予算を組んでおり、妥当だと考えます。

さらに、農業者に対する燃料価格・農業者資材高騰対策支援、商工業者等に対する原油価格高騰支援の拡充をしており、行政のきめ細かな施策に敬意を表します。

事業を執行するに当たり、この事業を農業者事業者に理解してもらい申請してもらうために、SNS等による発信、申請要領の簡略化をお願いして、賛成討論とします。

以上。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第 10 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 12 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 13 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 14 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 15 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 45 分とします。

[午前 1 0 時 2 7 分 休憩]  
[午前 1 0 時 4 5 分 再開]

○議 長 会議を再開します。お諮りします。

日程第 20 議案第 16 号 令和 5 年度中川村一般会計予算  
日程第 21 議案第 17 号 令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 22 議案第 18 号 令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計予算  
日程第 23 議案第 19 号 令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 24 議案第 20 号 令和 5 年度中川村水道事業会計予算  
日程第 25 議案第 21 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 20 議案第 16 号から日程第 25 議案第 21 号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、令和 5 年度一般会計予算案並びに特別会計予算及び事業会計予算の提案に先立ちまして、村政運営の基本方針について私からまず説明をさせていただきたいと思ひます。

国の当初予算と地方振興対策についてでございますが、国は令和 5 年度の一般会計予算案を示しました。現在、国会で審議中でございます。

一般会計予算の規模は 114 兆 3,812 億円で、対前年度比 6 兆 7,848 億円増の最大の予算となっております。

歳入の柱であります所得税等の収入は、コロナから回復した令和 4 年度税収を 4 兆 2,050 億円上回る 69 兆 4,400 億円を計上しております。

公債金は 35 兆 6,230 億円と前年より 1 兆 3,030 億円圧縮しておりますが、特例公債——赤字公債は 29 兆 650 億円となっております、昨年度予算より 1 兆 6,100 億円削減してなお歳入の 31.1%を占めるものとなっております。令和 2 年度はコロナ対策のため 90 兆円の赤字国債発行をしたことに比較すれば 3 分の 1 ではありませんけれども、依然として借金体質に変わりありません。

歳出のうち一般歳出は 72 兆 7,317 億円と大きく伸びておりまして、内訳では防衛関係費が 6 兆 7,880 億円で、対前年度比 1 兆 4,192 億円と大きな伸びを示しております。これは新たに策定をいたしました国家安全保障戦略等 3 文書に基づく予算配分と国は説明をしております。

地方交付税交付金等は 16 兆 3,992 億円——これは地方交付税の法定率分でありまして——ほかに地方税の法定率分等、特別会計が 2 兆 1,788 億円となっております。

これは対前年度比 5,166 億円の増、新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策重点の予備費は 4 兆円と 1 兆円減額をいたしました。同額をウクライナ情勢を受けて広島開催の G 7 サミットほかの重要会議並びに円安、物価高の対策として緊急対策予備費としております。合計で前年同額の予備費は 5 兆円を計上しておるところであります。

令和 5 年度の予算のポイントとしましては、まず、新たな国家安全保障戦略に基づき 5 年間で 43 兆円の防衛力整備を行うこと、令和 5 年度は新たに防衛力強化資金——これは仮称であります——繰入れを 3 兆 3,806 億円を原資に合計 10 兆 1,686 億円を計上することがポイントの 1 つ、2 点目が妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊婦・子育て家庭に対する経済支援——合計 10 万円相当であります——これをパッケージ支援するという子ども政策を重点化すること、3 点目が、近年増加に転じておりました地方交付税交付金につきましては先ほど説明をいたしましたとおり合わせて 18 兆 4,000 億円とリーマン・ショック後最高額を確保し、デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を踏まえて地方自治体のデジタル実装化、デジタルの活用による観光・農林水産業の振興などで地方創生の取組を支援すること、4 点目が、2050 年カーボンニュートラル目標達成に向けた革新的な技術開発、民間のグリーントランスフォーメーション——GX 投資を支援する GX 経済移行債の発行の取組を開始する等を掲げて説明しております。

村が一番非常に関心の高いことを申し上げたいと思ひますが、総務省が 2 月に公表いたしました令和 5 年度地方財政計画によりますと、1 つ、一般財源総額 62 兆 2,000 億円——前年比でプラス 2,000 億円であります——この内訳として地方税、地方譲与税が 45 兆 5,000 億円、前年比 1 兆 6,000 億円の増、地方特例交付金等は 2,000 億円で変わらず、地方交付税は 18 兆 4,000 億円と前年比 3,000 億円が増えております。

なお、不足を補う臨時財政対策債は 1 兆円でありまして、前年比 8,000 億円の減と非常に抑制したものになっております。

今説明を申し上げましたことは、村の予算の歳入、それぞれの科目の金額の算出の根拠となっております。

2 点目に主な歳出項目でございますが、地方創生推進費は 1 兆円プラス地域デジタル社会推進費 2,000 億円に加えマイナンバーカード利活用分として 500 億円の合計 1 兆 2,500 億円をデジタル田園都市国家構想費として確保しています。

また、地方自治体の脱炭素化の計画的実施を後押しする新脱炭素化推進事業費 1,000 億円を計上し、公営企業につきましても地方財政措置を拡充するなどとなっております。

続きまして県の予算について説明をさせていただきます。

一方、県の一般会計当初予算案は 1 兆 457 億円と前年対比 3.6%減と過去最大でありました令和 4 年度の予算を下回る規模となっております。

新型コロナウイルス感染症対策に 1,848 億円と令和 4 年度当初予算比 15.7%、344 億円減となりました。

令和4年度11月の補正予算626億円と合わせますと1兆1,082億円と大きなものになっております。

令和5年度を始期とする総合5か年計画、しあわせ信州創造プラン3.0の政策の柱に基づいて主要な事業を県は説明をしておりますが、特徴政策と支出につきましては、1つ、持続可能な脱炭素社会の創出のため住宅のオールZEH化の推進、新エネルギー自立地域の創出支援、再生可能エネルギー設備の導入支援、信州の屋根ソーラーの普及事業に予算づけをしていること、2点目に、災害に強い県づくりを推進するため、地域の中核として避難対策等に取り組む防災人材の育成、盛土規制法に基づき人家等への影響区域指定のための基礎調査を実施することなどが揚げられるかと思えます。

県は、2050年ゼロカーボン実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる生産拡大を進めるために屋根設置型に加えて地上設置型の太陽光発電事業の促進を打ち出す考えであります。その際、事業の適正化に向けて市町村条例を補完する形で広域的なルールを定めた県条例制定に向けた検討を開始するとしております。

また、直接予算に関連するものではございませんが、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し共に支え合って暮らすことのできる公正な社会の実現を目指す長野県パートナーシップ届出制度の創設を目指すとしておりまして、村として関心を寄せ、また歩調を合わせていく課題であるというふうに感じております。

さて、村の予算について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止に一人一人が配慮しつつ、高齢者等の重症化予防のワクチン接種体制を取りながら経済活動を回復させ社会活動も元に戻していくウィズコロナの日常に戻ります。

しかしながら、高騰する燃油、電気料金、物価の値上がりはしばらくの間は続くものと見て、村民の消費喚起、経済循環の一助となる時期にかなう施策及び農業、商工業など原材料費の高騰に対する助成等を含めて支援策を打ち出していくことを最初に表明いたします。

そして、国県が政策の柱とする支援対策を効果的に予算に取り入れることに留意し、第6次総合計画に示された10年後の村の姿をそれぞれの分野で着実に進めることを基本に、国が示している地方財政の見通し、予算編成上の留意事項に注視して予算を編成いたしました。

財源の49%を占める地方交付税につきましては、国の地方財政計画と令和4年度の交付実績額を基に増額を見込み、村税に関しても同様に堅く増額を図りました。

ふるさと応援寄附金——ふるさと納税が堅調に伸びておりまして、日本で最も美しい村中川村を応援してくださる方が増えております。

また、公共施設等整備基金も有効な財源として活用することとしております。

お配りいたしました令和5年度一般会計予算案の概要、歳入歳出並びに特別会計・事業会計概要説明書で事業の概要と予算額の説明を申し上げますが、令和5年度に力点を置きますことを中心に述べさせていただきます。

最初に、一般会計、特別会計及び事業会計の総額と主な理由について申し上げます。

令和5年度一般会計予算額は39億2,800万円、前年対比7.6%、2億7,750万円の増額の予算でございます。

3つの特別会計を合わせて総額11億1,400万円、前年対比5.4%、6,400万円の減少であります。

そのうち2つの会計が減額をいたしました。国民健康保険事業会計は被保険者減に伴い保険給付費等が減少したこと、介護保険事業会計についても要介護認定者の減少が見込まれ、使うサービス内容により給付費が大きく変化をいたしますが、総合事業と介護サービスを適正に利用することで介護保険給付費の減額予想となったものでございます。

後期高齢者医療会計は、被保険者が微増しておりまして若干の増加となっております。

公営企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計の歳出ベースでの総額は9億5,576万円、前年度比1億8,576万円、24.1%の増額であります。

水道事業会計は、飯島町からの受水エリアをさらに広げるため給水連絡管路工事、集中監視システムの更新など資本整備費が増額の理由であり、下水道事業はマンホールポンプの更新、飯島町と共用する汚泥移動脱水車購入負担金が大きく影響しております。

一般会計に予算計上いたしました令和5年度のポイントであります事業について説明をいたします。

第1点目は、中川村は子育て家庭を全力で応援することを改めてこの場で申し上げたいと思います。お母さんの妊娠から出産を経て、幼児期から中等教育を受ける期間を通して子育て家庭に寄り添い、決め細かく支援をしてまいります。

国は、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊婦、子育て家庭に対する経済支援、合計10万円相当等をパッケージ支援する子ども政策の重点化を行うことで——これを伴走型支援と申すわけではありますが——村の独自の施策をさらにこれに拡充をいたしました。

個別にまず申し上げますと、1つ、妊娠中や産後において家事が困難な家庭の家事全般を支援する産前産後ヘルパー事業を始めること、2つ、妊娠中や産後の食事作りが困難な家庭に対して産前産後配食サービス事業を始めること、3、福祉タクシー券を妊娠中から産後1年間までの母子に配布し健診を受ける際にタクシー利用を後押しする産前産後移動支援事業を始めることなどの事業を拡充いたします。

さらに、4、この施策の加えて、村単独で実施しております出産祝い金の増額、出産し退院後の母子の健康に不安がある場合、再入院して療養する産後ケア事業の補助額や利用日数の拡充を行います。

ファミリーサポートを利用しやすくするために利用料補助額の引上げ、一時的に未就学児を預かり保育する一時保育事業には事業所にも補助し、一時保育事業の維持、継続化を図ってまいります。

5、保育園で使用したおむつの持ち帰りを廃止し、保護者の負担軽減と感染症の予

防に努めます。また、3歳以上児の副食費を無料といたします。

6、小学校・中学校入学祝い金、通学かばんをお贈りすることは継続し、1年間にかかる学校給食費の5分の1相当額、村産の米代の全額を継続して村負担とし、昨年同様に食材高騰分に関しては全額村が負担をいたします。

7、高校生通学に関して、高校生相当年齢者には巡回バスの定期券を無料交付し、通学に利用する鉄道及びバス定期券の補助上限額を2万円から5万円に引上げ、寄宿舎等の費用も補助対象といたします。

8、高等学校就学費用の一部を補助し、1学年時には10万円、2・3学年時はそれぞれ5万円を補助し、保護者負担を軽減いたします。

9、小中学校学年行事に関連して修学旅行等でバス事業者を使用する場合、利用助成を行うなど補助を充実するとともに、理科、技術家庭科及び外国語である英語などの専科教員を確保するよう一層努めていきます。

2点目に、将来にも安心して耕作が続けられる地域をつくり、コスト低減した農業ができるように小和田地区農業基盤整備事業に着手をいたします。

地域の課題は十数年に一回は天竜川の増水により全面冠水する低地にあるため、リニア中央新幹線トンネル掘削発生土及び小渋ダム堆積土を利用し基盤を上げ、冠水に強い圃場に整備をいたします。

また、GPS利用の農業用機械の自動運転や用排水の自動管理など、スマート農業に対応する圃場面積に変え、水田の貯水機能に着目した田んぼダムの一時貯水可能な圃場、畦畔高を持つ基盤整備を計画しております。

天竜川流域治水のモデルケースである小和田地区の圃場整備に続き、国管理の天竜川及び県管理の坊ヶ沢川の河川堤防整備が順次着手されるならば、安全で安心の地域に変わる期待の大きい事業と考えております。

令和5年度の事業につきまして大きく申し上げますと、1つ、圃場の造成、道路、排水河川等の詳細設計及び土地改良事業の実施設計と換地原案の委託作成を行います。2つ、現圃場の耕土を剥ぎ取りストックする工事を行います。これらが主とした事業と考えております。

3点目に、安全で安心な地域づくりに大きく貢献する中川橋上流部の天竜川南向地区堤防工事が進められます。天竜川護岸工事と関連するため天竜川に流入する鳳来沢川の河川改修工事と河川に並行する村道漁業池線の改修工事を村が先行して行います。河川改修工事が7,000万円、道路工事関係で1億円と、2工事で通常年の道路改良工事費総額を上回る大きなものとなります。計画に沿って主要村道改良工事を進めておりますけれども、令和5年度につきましては緊急度の高い路線に絞って施工することとし、新規路線の事業化は見送ることといたしました。

4点目に、2050年カーボンニュートラルに向けて原油計画の地球温暖化対策実行計画事務事業編を見直し、併せて地球温暖化対策行動計画区域施策編を策定いたします。現計画の事務事業編では長野県が中間目標である2030年に60%削減が公共施設では達成できないばかりか、農工商業、産業界と村民全体でそれぞれの目標を持ち、計画

的に進める羅針盤が今はない状態であります。今年度は区域施策編策定に重点を置き、計画調査作成業務委託料1,100万円を計上いたしました。

また、公共施設における太陽光発電設備設置可能性調査委託業務220万円も計上をしたところであります。

5点目に、中川村保育園、小・中学校のあり方検討委員会が2年にわたる検討を終え、村教育委員会に対してこの3月に中川村の小中学校教育の在り方について答申する運びとなりました。答申後、教育委員会から村長に対しても説明があります。今後どのような小中学校の姿にしていくかについて詳細検討に移るものと承知をしております。

ソフト面とともにハード面の検討も具体的に進められることとなりますが、例えば新しい小中学校の校舎はどうするのか、それに伴い地域の在り方はどうしていくのかなど、村の公共施設の全体の姿も含めた議論も必要になるだろうと想定をしております。関係の皆様ともしっかりと議論し、村としても具体化に向けて動き出す年になると考えております。

新年度の行政運営に当りまして重点と考えております事業について4点にまとめて申し上げます。

引き続き村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度村政執行の基本方針説明とさせていただきます。

なお、新年度一般会計予算の概要につきましては副村長から、特別会計、事業会計につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、お聞き取りをいただくようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議 長

続いて議案の内容説明を求めます。

○副 村 長

それでは一般会計の予算の概要について御説明をいたします。

予算書と別にお配りをしてあります中川村一般会計予算案の概要、その資料で御説明をさせていただきます。

初めに議案書の1ページ、第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ39億2,800万円と定めるものであります。

前年度当初予算と比較いたしますと、先ほどの村長の施政方針説明で申し上げましたとおり、各種子育て支援施策の拡充、流域治水事業と一体的に実施する小和田地区土地改良事業や南方地区堤防整備事業に合わせた鳳来沢川河川改修及び周辺整備などの大型事業の着手、地球温暖化対策推進のための市町村行動計画の策定、道路改良事業のほか、ふるさと体験館改修工事、文化センターホール照明設備更新、歴史民俗資料館新築改修設計費など、ハード事業の計上により前年度当初比で2億7,750万円、7.6%の増であります。

第2条から第4条は地方自治法の規定により定めるもので、第2条の地方債は第2表によるもの、第3条は一時借入金の最高額を5億円と定めるもの、第4条の歳出予算の流用は人件費に限って同一款内における各項間の流用ができるように定めるもの

であります。

2ページ～8ページ、第1表の歳入歳出予算は、款項区分ごとの予算額であります。

続いて9ページ～11ページの第2表 地方債は、巡回バス購入事業以下26の事業及び臨時財政対策債について起債の目的、限度額、起債償還の方法等を定めるもので、総額で4億9,050万円を計画します。新規の大型事業があるため前年比で1億3,470万円、37.9%の増であります。過疎対策事業債を柱に防災関連事業債、臨時財政対策債等、交付税措置の有利な起債をできる限り活用し、各事業を計画的に進めてまいります。

続いて歳入歳出予算について御説明をいたします。

別冊の一般会計予算案の概要に沿って御説明をいたしますので、資料を御覧ください。

なお、先ほどの村長の施政方針説明と重複する内容が多いかと思いますが、金額等を含めて改めて説明をさせていただきます。

予算総額につきましては先ほど申し上げたとおりであります。

歳入でございますが、(1)村税は4億6,546万円で、歳入全体の11.8%であります。コロナ禍の影響を考慮しながらも、令和3年度の決算、令和4年度の課税状況を勘案し、村税全体で前年当初比2,291万円、4.2%の増としました。

(2)地方消費税交付金は1億円で、好調な税収を見込んだ国の地方財政計画に合わせ増加を見込み、2,100万円、12.4%の増としました。

(3)地方交付税は19億3,150万円で、歳入全体の49.2%を占めております。先ほど村長の施政方針説明でもありましたとおり、国の地方財政計画に合わせ、またこれまでの交付実績を踏まえ、前年当初比3,900万円、2.1%の増としました。内訳は普通交付税18億2,500万円、特別交付税1億650万円です。

(4)国庫支出金は1億6,280万円で、新型コロナウイルス感染症関連の補助金や負担金、地方創生臨時交付金などが前年度より減ったことから前年比マイナス1億1,312万円、41.0%の減であります。

(5)県支出金は2億2,878万円で、各種補助金の増減により前年比でマイナス477万円、2.0%の減であります。

(6)寄附金は、令和4年度のふるさと応援寄附金の収入実績を考慮し前年比1,000万円の増を見込み8,000万円としました。

(7)基金繰入金は9,229万円で、前年比6,068万円、191%の増であります。未来を担う子どもたちを育てるための各種事業に充当するため地域づくり基金から5,960万円を繰り入れるほか、庁内ネットワーク関連機器更新のため公共施設等整備基金から2,720万円の繰入れを計画しております。

(8)諸収入は1億4,098万円で、リニア中央新幹線関連事業6,670万円など、前年比7,581万円、116.3%の増であります。

(9)村債は第2表 地方債に掲げた事業に係るもので、全体で4億9,050万円、歳入全体の12.5%を占めています。

このうち過疎対策事業債が約8割の3億9,450万円で、前年比1億3,470万円、37.9%の増であります。

性質別では、村税などの自主財源の比率が20.4%、地方交付税、国県補助金などの依存財源が79.6%という歳入構造であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

新規・拡充事業を中心に特徴的な事業について御説明をさせていただきます。

初めに01議会費であります。議会費は5,442万円で、前年比260万円の増であります。報酬改定を行った年代別の議員報酬を計上するとともに、議員個々の視察調査や研修のための旅費20万円を計上しました。

次に総務費であります。総務費は7億7,014万円で、総体的な人件費の増、巡回バス更新、リニア中央新幹線関連事業費の増などにより前年比で6,050万円、8.5%の増であります。

総務管理費の一般管理費では若手職員スキルアップの研修費37万円や職務に必要な資格取得のための経費補助を計上。

文書費では文書管理サーバーの更新470万円や村のホームページの充実を図るためホームページ再構築検討経費等111万円を計上しております。

電子化推進事業では、地区集会所へ設置をいたしましたWi-Fi環境の維持経費として126万円、庁内ネットワーク機器等の更新費として1,951万円を計上しております。

庁内管理費では、議場の音響設備及び多目的化検討の設計委託費として132万円、庁舎の時計改修、雨水管改修工事費等で275万円等を計上しております。

企画総務費では、望岳荘南側の土地活用等を検討するための土地利用計画策定費153万円や地方創生推進事業としてどんちゃん祭り負担金700万円の継続、大鹿村と共同で開催されるグラベルラリーの負担金50万円、子育て世帯への支援として高校生の通学、寄宿舎等補助金を拡充し380万円を計上するほか、村巡回バスの定期券を無料交付いたします。

また、巡回バス1台を更新する経費として1,190万円を計上しました。

リニア中央新幹線関連事業では小和田地区の土地改良事業関係費9,960万円を計上。

また、公共施設におけるCO<sub>2</sub>削減を計画的に進めるため、地区が行う集会施設のLED化工事に対する補助率を引き上げます。

防災対策費では、防災行政無線の屋外用制御装置バッテリー交換190万円や防火水槽新設等の経費405万円を計上いたしました。

戸籍・住民基本台帳費では、住民の利便性を上げるためマイナンバーカード交付に係る申請受付業務の郵便局への委託経費を計上しました。

選挙費では本年4月に予定されております県議会議員一般選挙費355万円を計上しました。

次に3の民生費であります。民生費は8億1,256万円で、前年比707万円、0.9%の増であります。

村長が申し上げましたとおり、妊娠期から出産、子育てまでを切れ目なく支援していくための事業経費を計上しました。

社会福祉費では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画策定業務委託費 420 万円、社会福祉協議会の各事業に対する補助金 1,678 万円や、障害者、高齢者の通院・外出支援として福祉タクシー券配布枚数を拡充し、引き続き交付していきます。

地域活動支援センターを中心に包括的相談支援アウトリーチ業務 350 万円を継続し、相談体制の充実を図っていきます。

老人福祉費では、燃油、電気料の高騰を勘案し高齢者憩いの家指定管理料 1,823 万円を増額計上するとともに、トイレ改修工事費 330 万円を計上しました。

児童福祉費では、ファミリーサポートセンター利用補助 48 万円を拡充するほか、一時保育に対する補助金も 40 万円に拡充し、出産祝い金は第 2 子まで 10 万円、3 子以降 15 万円に増額し 330 万円を計上いたしました。

保育所費では、これまで持ち帰りだった使用済みおむつを保育園で処理する経費 86 万円、また園児の安全確保や保育園施設周辺整備のための工事費 1,042 万円を計上しました。

4 の衛生費であります。衛生費は 2 億 1,245 万円で、母子保健事業の拡充や地球温暖化対策事業費の増などにより前年比 1,925 万円、10%の増であります。

保健衛生費では、産後ケア、母乳相談等助成、ヘルパー事業、配食サービス、移動支援事業など妊産婦の各種支援事業を新設、拡充し、関連予算合わせて 244 万円を計上しました。

予防事業では、インフルエンザワクチン接種補助を 6 か月から 18 歳までの者に拡充し 147 万円、またコロナウイルス抗原検査等の補助 20 万円も引き続き計上いたしました。

環境衛生費では、地球温暖化対策を進めるため市町村行動計画区域施策編策定業務 1,100 万円や公共施設太陽光発電可能性調査業務 220 万円を計上いたしました。

5 の農林水産業費であります。農林水産業費は 4 億 4,377 万円で、前年比 3,669 万円、9.0%の増。

農業費では、農業担い手農家支援のため補助金 400 万円を引き続き計上するとともに、中山間地域での小規模農家の営農支援を行うため農業用機械の購入費に対する補助 150 万円を新たに計上、また農政に関わる人材育成のため職員の地域農政未来塾参加費 20 万円を計上しました。

ふるさと応援寄附金の主な返礼品である農産物の確保や都市住民との交流、観光を通じた農業振興を図るため、引き続き農業観光交流事業に関する経費 2,896 万円を計上しました。

人・農地問題解決事業では、引き続き農業次世代人材投資事業 2,250 万円を活用し新規就農者や青年就農者を支援し、担い手農家の育成に努めていきます。

団体営農地事業では、農地耕作条件の向上を図るため農道舗装水路敷設工事 450 万円や農業水路等長寿命化・防災減災事業として水路橋改修事業費 2,200 万円を計上し

ました。

林業費では、村内の竹林整備を進めるため引き続き竹林整備補助金 100 万円を計上するとともに、貸出し用竹チップのリース料 65 万円を新たに計上いたします。

水源林造成事業では、引き続き四徳東山団地の整備費 4,500 万円を計上し森林整備を進めるとともに、林道関係では林道宮ノ沢線迂回路開設調査費 240 万円を計上し新たなルートの調査、研究を行います。

7 の商工費であります。商工費は 1 億 1,560 万円で、前年比 3,379 万円、41.3%の増であります。

商工業の振興では、村内の消費喚起を図るためプレミアム付商品券事業 1,223 万円や観光クーポン券事業 110 万円を継続し計上、また特別運転資金利子補給金 549 万円を計上し商工事業者の支援を行います。

観光費では、桑原キャンプ場ウッドデッキ改修工事 358 万円、地場センター外壁・屋根塗装工事 500 万円、ふるさと体験館改修工事 2,160 万円等、観光施設の改修あるいは修繕工事を計上いたしました。

また、コロナ禍と燃料・物価高騰により影響を受けているふれあい観光施設望岳荘の指定管理料 500 万円を計上いたしました。

土木費であります。土木費は 5 億 3,047 万円で、前年比 6,035 万円、12.8%の増であります。

村道の維持管理費として 4,748 万円、村道 3 路線の改良事業費 1 億 8,520 万円を計上するほか、施設の長寿命化や災害に強い地域づくりのため橋梁修繕工事と調査設計費 2,100 万円、鳳来沢川改修や村内の河川のしゅんせつ、河畔林整備等の河川整備事業費として 8,320 万円を計上いたしました。

公園費は、リニア中央新幹線関連事業として発生土の利活用を含めた独自整備事業費 900 万円を計上いたしました。

9 の消防費であります。消防費は 1 億 1,507 万円で、前年度の消防施設整備事業費の減等により前年比でマイナス 1,590 万円、12.1%の減であります。

上伊那消防本部の運営費負担金 7,507 万円、消防団の運転免許取得費補助 36 万円を計上するほか、消防施設の整備として防火水槽設置工事費 400 万円を計上いたしました。

また、地区からの要望に応えるため消防施設整備事業に対する補助金等を拡充し 40 万円を計上、地域防災力の向上を図ります。

10 の教育費であります。教育費は 4 億 7,956 万円で、小学校から高校まで切れ目のない支援施策の拡充や教育環境の整備、文化施設整備費等の増により前年比 7,243 万円、17.8%の増であります。

就学支援では、小中学校の新入学児童生徒に対しかばんの贈呈 98 万円と入学祝い金として村内で利用できる 2 万円分の商品券の交付経費 206 万円を計上。

また、高校生の就学支援として 1 学年時に 10 万円、2・3 学年時に 5 万円を補助する経費 980 万円を新たに計上しました。

学校給食費では、引き続き農産物の地産地消と食育を推進し、村内産米の購入費 209 万円を計上するとともに、給食費 2 か月分の補助を継続します。

学校教育では、学校施設の環境整備を進めるほか、理科、英語、技術家庭科など小中学校への専科講師を村で配置する予算を計上し、学校での学びの充実を進めます。

また、引き続き友好姉妹町村の北海道中川町への中学生派遣事業 347 万円を計上し、交流を通じた人材育成を図ります。

社会教育施設費関係では、文化センター大ホール照明設備更新及びトイレ改修工事費 4,775 万円、歴史民俗資料館改修工事实施設費 3,537 万円、サウンドホール等、各種施設のトイレ洋式化・LED化工事を合わせて 1,161 万円を計上し、施設の長寿命化と利用環境の整備を図ります。

次の 4 の歳出の性質別内訳と 5 の一般会計の財政状況につきましては、記載のとおりでございますので、資料をお目通しいただきたいと思います。

現在の村の財政状況はおおむね健全な状況にありますけれども、喫緊の課題である人口減少・少子高齢化対策や地球温暖化対策、また今後の小中学校施設の整備や老朽化が進む公共施設の更新、長寿命化等への対応、またウィズコロナ、アフターコロナの新しい時代に向けた地域経済の活性化など、取り組むべき課題が数多くあります。今後、中長期的な視点に立って、より一層計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます。

詳細につきましては予算特別委員会で各担当課より御説明をいたします。

特別会計については、引き続き担当課長から御説明を申し上げます。

それでは保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いします。

予算書及び予算案の概要の 14 ページ～19 ページを併せて御覧ください。

まず議案第 17 号 令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 1,600 万円と定めるものです。前年度対比マイナス 1,600 万円、10%の減となりました。

予算案の概要 14 ページを御覧ください。

歳入のうち国保税は 9,058 万円で、前年度対比マイナス 698 万円、7.2%の減を見込み、県支出金は保険給付費等交付金で 3 億 140 万円、前年度対比マイナス 3,555 万円、10.6%の減を見込みました。

繰入金は 2,361 万円で、前年度対比 29 万円、1.2%の増を見込みました。

歳出のうち保険給付費は、被保険者数の減少から 2 億 9,284 万円で、対前年度比マイナス 3,478 万円、10.6%の減を見込みました。

国民健康保険事業費納付金は 1 億 1,152 万円で、前年度対比マイナス 1,136 万円、9.2%の減を見込みました。

国保は高齢者や所得が少ない人が加入しているケースが多く、できる限り加入者の負担増とならないように適正な運営に努めていきます。

次に議案第 18 号 令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 3,600 万円と定めるものです。前年度対比マイナス 2,200 万円、3.3%の減となりました。

予算案の概要 18 ページを御覧ください。

歳入のうち介護保険料は 1 億 2,904 万円で、前年度対比 246 万円、1.9%の増を見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、歳出の保険給付費の減少に伴い減額となっています。

歳出のうち保険給付費は要介護認定者数の減少から給付費は 5 億 6,950 万円で、前年度対比マイナス 3,716 万円、6.1%の減と見込みました。

総合事業を含む地域支援事業費は介護給付費適正化事業を強化することを含め 4,587 万円で、前年度対比 376 万円、8.9%の増としました。

令和 5 年度は、第 8 期介護保険事業計画——3 年間の計画になりますが——最終年度となります。次期計画策定年度にもなります。引き続き介護保険事業が安定的に持続できるよう、適正な運営に努めてまいります。

次に議案第 19 号 令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6,200 万円と定めるものです。前年度対比 400 万円、6.9%の増となりました。

予算案の概要 16 ページを御覧ください。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料と負担金として納入することが主なものです。

歳入歳出とも後期高齢者医療広域連合から示された負担見込額を基に計上しました。

歳入の保険料は 4,630 万円、前年度対比 331 万円、7.7%の増を見込みました。

一般会計からの繰入金は保健基盤安定分と事業費分を合わせて 1,568 万円で、前年度対比 69 万円、4.6%の増を見込みました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、6,044 万円、前年度対比 322 万円、5.6%の増となりました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは令和 5 年度中川村水道事業会計予算について提案説明いたします。

概要書は 8 ページを御覧ください。

まず予算書、水色の表紙になります。

第 2 条 業務の予定量として給水件数 1,820 件、年間総配水量 57 万 m<sup>3</sup>、1 日平均配水量 1,560 m<sup>3</sup>、そして主な建設改良事業を配水管布設替え工事、集中監視システム更新工事と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 1 億 3,010 万円、支出の総額を同額の 1 億 3,010 万円とするものです。

第 4 条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、次ページになりますが、資本的

○保健福祉課長

○建設環境課長

収入の総額を1億8,446万円、支出の総額を2億5,183万円と見込みます。

第5条は企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次ページの表のとおり定めるものであります。

第6条は一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,339万3,000円を定めるものです。

第8条は、事業安定のため他会計からの補助金として862万6,000円を計上するものであります。

次ページ以降は法令に定める予算に関する説明書及び参考資料となります。

それでは、続きまして紫色の表紙になりますが、令和5年度中川村下水道事業会計予算について説明いたします。

第2条 業務の予定量として排水件数1,400件、年間総処理水量35万<sup>m</sup>、1日平均処理水量960<sup>m</sup>、そして主な建設改良事業を移動脱水車更新、管路更新工事と定めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を2億8,080万円、支出の総額を2億7,130万円とするものです。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、次ページとなりますが、資本的収入の総額を1億8,860万円、支出の総額を3億252万9,000円と見込みます。

第5条は企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を表のとおり定めるものであります。

第6条は一時借入金の限度額を7,000万円と定めるものであります。

次ページを御覧ください。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費508万5,000円を定めるものです。

第8条は事業安定のため他会計からの補助金として2億1,900万円を計上するものであります。

次ページ以降には法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付してございます。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番 (松村 利宏) 村長の令和5年度予算案と村政運営の基本方針は「第6次総合計画に示された「10年後の村の姿」をそれぞれの分野で確実に進める」としています。

令和5年度は第6次総合計画の4年目となり、第6次総合計画に示されている「いつまでも働き続けられ活気あふれる“なかがわ”」「生活基盤が整い快適で暮らしやすい“なかがわ”」を実現するための重要な時期になります。

総合的、長期的な視点に立った土地利用計画は、村内で新たな雇用を確保するため、企業誘致、起業、創業、地域住民の暮らしづくりのための拠点づくりを令和3年度に検討を開始しております。

しかしながら、令和5年度に、今、村長が言われた基本方針の運用の中に大きなところの拠点が何も示されていません。

村長は6次総合計画に示されたそれぞれの分野を確実に進めると言っています。この点で、その点をどのように考えられているかお聞きします。

○村長 企業誘致等、土地利用のこと全般に関わることだと思います。

これにつきましては、1つは、先ほど申し上げましたとおり、柱の中で学校の在り方、場合によってはこの建設場所に関わってきますと、いわゆる今ある公共施設全体、それから村の中でも遊休地といいますか、例えば中組地区にも7,000<sup>m</sup>近くの土地があります、これは今私個人のものになっておりますが。こういったこと等々を勘案して土地利用を考えていく中で、当然、企業誘致ということになりますと、こういう土地だけではなくて、今ある既存のところ、例えば残りは農業振興地域しかございませんので、ここの整合も併せてトータルで計画を考える中で考慮をするということでありまして、企業誘致としての工場立地といいますか、土地を全く抜いているということではございません。

公共用地の在り方を考える中で、やはり総合的に自然的なものとして出てくるというふうを考えておりますので、そういう面から検討はしていきたいということがございます。

○2番 (松村 利宏) そうしますと、今答弁いただいたわけですが、令和5年度に今言ったところを計画していくということによろしいですか。

○村長 あくまでも重点は、令和5年度のポイントは、今申し上げたとおり学校の建設位置を中心に全体の土地利用を考えるということが主眼になってくるということでありまして、前から議員もおっしゃっているような将来の、何ていいますか、働く場所、勤める場所、こういったところでの企業、いろんなタイプがあろうかと思いますが、ここをどうするかっていうことは併せて土地利用の中で考えてまいりたいということでもあります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号から議案第21号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第21号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ

とに決定しました。

予算特別委員長は会期中に内容を審査の上、審査の結果を報告願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前11時52分 散会]